

「国際競争力強化技術開発プロジェクト」評価実施要領

第1 趣旨

「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」のうち「国際競争力強化技術開発プロジェクト」（以下「本技術開発プロジェクト」という。）の評価に当たっては、「「国際競争力強化技術開発プロジェクト」に係る運営委員会設置要領」（令和3年1月12日付け2農会第609号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）及び「「国際競争力強化技術開発プロジェクト」事業実施要領」（以下「事業実施要領」という。）並びに本要領に定めるところにより実施する。

第2 評価を行う委員会

- 1 本技術開発プロジェクトの成果の評価は、設置要領第1で設置される運営委員会（以下「運営委員会」という。）において実施する。評価は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が設置する技術開発課題評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価結果を基に実施する。
- 2 評価委員会は、農研機構が委託する外部の機関（以下「外部機関」という。）が、審査委員として委嘱した外部専門家（評価対象の分野又はそれに関連する分野の専門家で農研機構に所属しない者をいう。以下同じ。）及び農林水産省担当課・室により構成することを基本とする。
- 3 評価委員については、外部専門家はその氏名、所属、研究分野等の情報を、農林水産省担当課・室はその課・室名を公表することについて、あらかじめ同意した者により構成することとする。
- 4 公正かつ中立な立場から評価を行う観点から、当該技術開発課題の担当者と利害関係を有する者は、評価には参加できない。次の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合、利害関係を有するとみなす。
 - （1）当該技術開発課題の担当者となっている場合。
 - （2）当該技術開発課題の担当者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において、同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - （3）当該技術開発課題の担当者と親族関係にある場合。
 - （4）当該技術開発課題の担当者と直接的な競争関係にある場合。
 - （5）当該技術開発課題の担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - （6）当該技術開発課題の担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - （7）その他、農林水産技術会議事務局長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 5 評価対象となる技術開発課題の担当者と利害関係を有する運営委員会の委員は、評価の実施前までに必ず設置要領第2の4で設置される運営委員会の事務局である農林水産技術会議事務局研究統括官（生産技術）室にその旨を申し出るものとする。また、評価対象となる技術開発課題設計書の担当者と利害関係を有する評価委員会の委員は、評価の実施前までに必ず農研機構が委託する外部の機関にその旨を申し出るものとする。
- 6 委員は、評価により知り得た情報について、農林水産技術会議事務局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 評価方法等

- 1 評価は、単年度評価及び終了時評価に分けて行う。
- 2 単年度評価は、技術開発課題設計書ごとに、計画に対する進捗度、次年度計画の改善方策、普及への取組等について、評定することを目的とする。
- 3 終了時評価は、技術開発課題設計書ごとに、技術開発終了年度までの目標に対する成果の達成度や技術開発を通じて生じた課題の分析、普及への取組等について、評定することを目的とする。

第4 単年度評価

- 1 単年度評価は、毎年度（終了時評価を行う年度を除く。）、事業実施要領の第9により提出された成果報告書に基づき、事業実施要領第7の1（2）で設置する進行管理委員会（以下「進行管理委員会」という。）における技術開発の進捗状況の点検も踏まえ、総合的に評定を行う。
- 2 評定案は、技術開発課題設計書ごとに、別表1に定める評価基準により作成する。

第5 終了時評価

- 1 終了時評価は、終了年度、事業実施要領の第9により提出された成果報告書に基づき、進行管理委員会における技術開発の進捗状況の点検も踏まえ、総合的に評定を行う。
- 2 評定案は、技術開発課題設計書ごとに、別表2に定める評価基準により作成する。

第6 評価の報告

外部機関は、第4の2及び第5の2で作成した評価案について、農研機構理事長及び運営委員会に報告するものとする。

第7 評価結果の反映

農研機構は、単年度評価における運営委員会の評価結果を事業実施者へ通知するとともに、当該評価において改善すべきとされた事項について、次年度の技術開発計画に適切に反映されているか評価し、必要に応じて修正等を指示するものとする。また、農研機構は、運営委員会において、技術開発の目標達成が著しく困難で

ある等、技術開発の中止や縮小等が必要と判断された場合は、次年度について、事業費の縮減、構成員の縮減、委託契約の一部又は全部の不実施等を行う。

第8 評価結果の公表

農研機構は、評価結果の概要について、評価を行った評価委員名簿とともにウェブサイトで公表する。

附 則

この要領は、令和3年1月15日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月22日より施行する。

「国際競争力強化技術開発プロジェクト」単年度評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	研究実施状況の妥当性	以下の観点から研究実施状況の妥当性について評価。 <評価の観点> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究コスト及び費用対効果 ➤ 人員の配分 ➤ 研究期間 ➤ 研究方法 ➤ 参画機関の役割分担 ➤ 責任体制 	a: 評価の観点がいずれも明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
			b: 評価の観点がいずれも明確であり、妥当性が高い
			c: 評価の観点のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
			d: 評価の観点のうち3つ以上が不明確であり、妥当性は低い。
2	目標の達成度	・目標の達成に向け技術開発は計画どおり進捗しているか。 <評価の観点> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画された研究開発項目は適切に実施されたか。 ➤ 実施体制は適切か。 ➤ 技術開発過程において、効果を高めるための工夫をしたか、想定していなかった事象等に対して有効な手立てをとったか。 	a: 計画を超えて進捗している
			b: 計画どおり進捗している
			c: 計画を下回っている
			d: 計画を大幅に下回っている
3	次年度計画	・研究開発で生じた課題を分析し目標達成に向けた計画案となっているか。 <評価の観点> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術開発の結果、課題の分析に基づき次年度計画を適切に見直したか。 ➤ 計画の見直しにより当初の目標を上回るような計画案となっているか。 	a: 前年度の技術開発で生じた課題を十分に分析し目標以上の達成に向けた計画案となっている
			b: 前年度の技術開発で生じた課題を分析し、目標達成に向けた計画案となっている
			c: 前年度の技術開発で生じた課題の分析が不十分であり、一部目標達成に向けた計画案となっていない
			d: 前年度の技術開発で生じた課題の分析をせず、目標達成に向けた計画案となっていない

	評価項目	評価の観点	評価基準
4	研究成果の 経済性・普 及性・発展 可能性	以下の観点について、研究成果 を評価。 <評価の観点> ➤ 経済性（低価格・低コストで あるか、生産性や収益性の向 上に資するか等）・普及性 ➤ 波及性 ➤ 事業化の可能性、その他発展 可能性	a: 評価の観点の全てを十分に有 しており、かつ当初の見込みを 上回る効果が期待できること から発展可能性等は非常に高 い
			b: 評価の観点の全てを十分に 有しており、発展可能性等は高 い
			c: 評価の観点のうち不十分なも のがあり、発展可能性等はやや 低い
			d: 評価の観点のいずれも不十分 であり、発展可能性等は低い
5	総合評価	・上記の評価項目に関する評価 結果を基に、総合的に評価	A: 一層の推進を期待
			B: 現状どおり実施
			C: 計画を縮小又は見直して実施
			D: 中止すべき
(評価コメント) 技術開発計画において具体的に縮小又は見直すべき内容や中止すべき理由等を記載。			

※1 評価はa, b, c, dの4段階とする。

※2 各評価項目について、a: 3点、b: 2点、c: 1点、d: 0点として、評価項目ごとに集計し、評価者の人数で割った平均点（小数点第2位四捨五入）により、2.5点以上をa評価、1.5点以上をb評価、0.5点以上1.5点未満をc評価、0.5点未満をd評価とする。

※3 各評価項目の「総合評価」への反映基準として、以下とする。

- ① 評価項目のうち1項目以上がdである場合、総合評価はD
- ② 評価項目のうち全てがc以上である場合（③、④を除く。）、総合評価はC
- ③ 評価項目のうち全てがc以上、かつ、3項目以上がb以上である場合（④を除く。）、総合評価はB
- ④ 評価項目の全てがb以上（うち1項目以上がa）である場合、総合評価はA

「国際競争力強化技術開発プロジェクト」終了時評価基準

	評価項目	評価の観点	評価基準
1	研究実施結果の妥当性	以下の観点から研究実施結果の妥当性について評価。 <評価の観点> ➤ 研究コスト及び費用対効果 ➤ 人員の配分 ➤ 研究期間 ➤ 研究方法 ➤ 参画機関の役割分担、責任体制	a: 評価の観点がいずれも明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
			b: 評価の観点がいずれも明確であり、妥当性が高い
			c: 評価の観点のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
			d: 評価の観点のうち3つ以上が不明確であり、妥当性は低い
2	目標の達成度	・得られた成果は、最終目標を達成しているか。 <評価の観点> ➤ 計画どおり最終目標を達成したか。 ➤ 計画された技術開発項目は適切に実施されたか。 ➤ 技術開発過程において、効果を高めるための工夫をしたか、想定していなかった事象等に対し有効な手立てをとったか。	a: 計画を超えて達成している
			b: 計画どおり達成している
			c: 計画を下回っている
			d: 計画を大幅に下回っている
3	研究成果の経済性・普及性・発展可能性	以下の観点について、研究成果を評価。 <評価の観点> ➤ 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等）・普及性 ➤ 波及性 ➤ 事業化の可能性、その他発展可能性	a: 評価の観点の全てを十分に有しており、かつ当初の見込みを上回る効果が期待できることから発展可能性等は非常に高い
			b: 評価の観点の全てを十分に有しており、発展可能性等は高い
			c: 評価の観点のうち不十分なものがあり、発展可能性等はやや低い
			d: 評価の観点のいずれも不十分であり、発展可能性等は低い
4	研究成果の優秀性	論文、特許等の研究成果の優秀性について評価	a: 成果の優秀性が非常に高い
			b: 成果の優秀性が高い

	評価項目	評価の観点	評価基準
			c:成果の優秀性がやや低い
			d:成果の優秀性が低い
5	総合評価	・上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価	A:目標を上回った
			B:目標どおり
			C:目標の一部は達成
			D:目標の達成は不十分
<p>(評価コメント)</p> <p>特に留意すべき事項等の講評を記載。</p>			

※1 評価はa, b, c, dの4段階とする。

※2 各評価項目について、a:3点、b:2点、c:1点、d:0点として、評価項目ごとに集計し、評価者の人数で割った平均点(小数点第2位四捨五入)により、2.5点以上をa評価、1.5点以上をb評価、0.5点以上1.5点未満をc評価、0.5点未満をd評価とする。

※3 各評価項目の「総合評価」への反映基準として、以下とする。

① 評価項目のうち1項目以上がdである場合、総合評価はD

② 評価項目のうち全てがc以上である場合(③、④を除く。)、総合評価はC

③ 評価項目のうち全てがc以上、かつ、3項目以上がb以上である場合(④を除く。)、総合評価はB

④ 評価項目の全てがb以上(うち1項目以上がa)である場合、総合評価はA